

一般均衡マクロ動学モデルによる公的年金改革の経済分析

宮里尚三
金子能宏

(2000)においても述べられている。

I はじめに

我が国は先進国の中で最も急激に高齢化が進行すると予想されており、また高齢化の進展は世代間の公平性を阻害すると言われている。そこで、年金審議会はどのようにして世代間の公平性を保つかを検討し、給付の所得代替率を徐々に引き下げていくべきであるとの提言を行った。このような年金改革の提言はヒアリング調査を行った後、年金改革案が厚生省より作成され、法案が国会を通過した。

厚生年金保険 2000 年改正は次のとおりである。
 (1) 報酬比例部分の給付乗率の 5% 引き下げ。
 (2) 厚生年金保険の徴収ベースの拡大。(3) 65 歳以上における賃金スライドは実質賃金と実質年金給付が著しく乖離しない場合、賃金スライドは行われず、65 歳以上は物価スライドのみとする。
 (4) 給付開始年齢を 60 歳から 65 歳に徐々に引き上げる。(5) 経済成長に対して負の影響を与えないように、当面は保険料の引き上げを行わない。また最終的な保険料は年収の 20% にとどめる。

以上の改革は世代間の格差を是正する改革であり大変意義深いものである。ただ、このような改革が世代内格差のは正をもたらすかについては明らかではない。金子・山本(2000)によると、課税前、課税後の所得、また社会保障制度を通じた所得移転後の所得に関するジニ係数はいずれも近年上昇していることが示されている。大竹・斎藤(1999)によると高齢化効果とコーホート効果が相まってジニ係数が上昇していると述べている。同様なことが Deaton and Paxson(1994)、岩本

上述の研究から高齢化の進展は世代間格差の問題だけでなく世代内格差も大きな問題になることが分かる。また、2000 年 10 月に有識者会議は報告書『21 世紀に向けての社会保障』を提出した。それは、社会保障制度における世代間の公平性と世代内の公平性を両立する必要性を指摘しながら、これまで一律に優遇されてきた面がある高齢者に対し、低所得者層に配慮しながらも社会保障費用の「応分の負担」を求めていく立場をとっている。世代間格差に配慮した公的年金改革は当然重要であるし、2000 年改正は世代間格差を是正する方向性として意義深いものであるが、今後は世代内格差を考慮した改革が必要になるものと思われる。従って、世代間と世代内の両観点から公的年金制度の改革を考察することは重要である。本稿では世代間と世代内の両観点から望ましい公的年金制度改革を考察することにする。

本稿の構成は次のとおりである。II でモデルについて説明し、III でパラメータの特定化やシミュレーションのケース分けを行う。IV でシミュレーションの結果を述べ、V でまとめとする。

II モデル

本稿ではライフサイクル一般均衡モデル^{1,2)}を用いて公的年金制度改革を考察する。

〈家計〉

家計は 21 歳に経済に登場し、最長で 100 歳まで生存するものとする。しかし、生存期間中、毎期ある確率で死亡するものとする。従って、 $j+20$ 歳の家計が $j+21$ 歳にも生存している条件付確率を $q_{j+1,j}$ とすると、21 歳の家計が $s+20$

歳まで生存している確率は

$$S_s = \prod_{j=1}^{s-1} q_{j+1,j} \quad (1)$$

で表される。ここで $q_{j+1,j}$ は国立社会保障・人口問題研究所の平成 9 年 1 月将来推計人口で用いられている生命表の値を用いることにする。家計は将来の生存確率を考慮した、生涯全体にわたっての期待効用を最大化するように消費と貯蓄の供給の意思決定を行うものとする。家計のライフサイクル全体での期待効用は

$$\sum_{s=1}^{80} S_s (1+\delta)^{-(s-1)} \frac{C(t)_{s,i}^{1-\gamma/(1/\gamma)}}{1-\frac{1}{\gamma}} \quad (2)$$

とし、相対的危険回避度一定の通時的効用関数で特定化することにする。ここで、 δ は時間選好率、 γ は異時点間の代替の弾力性、 t は時点、 i は同一世代内で異なる家計を表している。また、 $C(t)_{s,i}$ は t 時点に $s+20$ 歳となる i 家計の消費水準、 S_s は $s+20$ 歳まで生存する確率である。また、本稿でのシミュレーション分析は 1 期間を 5 年としているため、21 歳で経済に登場し 100 歳で経済から退出する個人は 16 期間生存するということになる。

次に $s+20$ 歳での家計の予算制約式は

$$\begin{aligned} a(t)_{s+1,i} &= [1 + (1 - \tau_r(t))r(t)]a(t)_{s,i} \\ &\quad + (1 - \tau_y(t) - \tau_p(t))w(t)x_i e_s \\ &\quad + b(t)_{s,i} + d(t)_{s,i} \\ &\quad - (1 + \tau_c(t))C(t)_{s,i} \end{aligned} \quad (3)$$

とする。ここで、 $a(t)_{s,i}$ は、 $s+20$ 歳の期初において i 家計が保有する資産である。 $r(t)$ 、 $x_i e_s$ はそれぞれ利子率、労働の効率性の尺度である。家計は労働の効率性の違いにより賃金が異なるということである。ここでは簡単化のために e_s は常に 1 と仮定している。労働供給は非弾力的であるとし、一度退職したらその後は労働供給はゼロと仮定する。また、すべての家計が 65 歳時に退職すると仮定する。 $w(t)$ は効率単位あたり賃金率である。また、 $\tau_y(t)$ は賃金所得税率、 $\tau_r(t)$ は資本所得税率、 $\tau_c(t)$ は消費税率、 $\tau_p(t)$ は年金保険料を表している。また、 $b(t)_{s,i}$ は公的年金給付額であり、支給開始年齢を R 歳、標準報酬年

額を H 、給付率を β とすると、

$$\begin{aligned} b(t)_{s,i} &= \beta H(t)_i & (s+20 \geq R) \\ b(t)_{s,i} &= 0 & (s+20 < R) \end{aligned} \quad (4)$$

で表される。標準報酬年額 H は

$$H(t)_i = w(t)x_i e_s \quad (5)$$

で定義される。

また、本稿では、家計は遺産動機をもたず、寿命の不確実性のために意図せざる遺産が若い世代に受け渡されるものとする。ここで、遺産を $d(t)_{s,i}$ で表すと、 $d(t)_{s,i}$ は $s+20$ 歳の時に i 家計が相続する相続税引き後の遺産額である。本稿では、さらに各家計は 20 歳時に遺産を相続すると仮定する。

家計は (3) 式を制約条件とし (2) 式の期待効用を最大化するように生涯の消費、貯蓄を決定する。最大化の結果、家計の最適消費経路は次のようにになる。

$$C(t)_{s+1,i} = \left[\left(\frac{S_{s+1}}{S_s} \right) \left\{ \frac{1 + r(1 - \tau(t)_r)}{1 + \delta} \right\} \right]^\gamma C(t)_{s,i} \quad (6)$$

〈企業〉

生産部門の定式化では、生産関数を Cobb-Douglas 型で特定化する。 t 期の生産関数は $Y(t)$ を総生産量とすると、

$$Y(t) = A(t)K(t)^\alpha L(t)^{1-\alpha} \quad (7)$$

となる。ここで、 $A(t)$ は技術進歩を表す変数、 $K(t)$ は総資本、 $L(t)$ は効率単位で測った総労働供給量を表している。また、 α は生産における資本シェアを示すパラメータである。

総資本と総労働供給は各家計の資産と労働供給によって決定される。従って、総資本と総労働供給は次のようになる。

$$K(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=1}^{80} S_s N(t-s)_{s,i} a(t)_{s,i} \quad (8)$$

$$L(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=1}^{44} S_s N(t-s)_{s,i} e_s l(t)_{s,i} \quad (9)$$

ここで、 $A(t)$ は t 期における各家計の資産であり、 $l(t)$ は t 期における各家計の労働供給量である。簡単化のため 1 としている。また、 $N(t-s)_{s,i}$ は $t-s$ 世代の期初の家計の総数である。

〈政府〉

本稿における政府部門は簡単化のために公的年金制度を運営する年金会計部門のみで構成されるものとする。また、我が国においては年金会計部門において積立金を多く保有しており、積立金からの運用収益もシミュレーションに考慮するのが望ましいが、ここでも簡単化のために積立金は保有していないものと仮定する。従って t 期における年金支給額は t 期における保険料収入額ですべてまかなうものとする。このような仮定をもうけているため年金会計部門の予算制約式は

$$B(t) = P(t) \quad (10)$$

で表される。

本稿では家計から徴収される税または保険料はすべて年金会計部門の収入となるという仮定をもうけている。従って保険料収入額は次のように与えられる。

$$P(t) = \tau_p(t)w(t)L(t) + \tau_r(t)r(t)AS(t) + \tau_c(t)AC(t) + \tau_h(t)BQ(t) \quad (11)$$

ここで、 $\tau_h(t)$ は相続税率である。相続税率は累進課税が行われるとする。たとえば、課税ベースが z とするならば平均相続税率は $x + \theta z/2$ 、限界相続税率は $x + \theta z$ ということになる。ここで、 $\theta = 0$ であれば比例税を課したことになり、 $\theta > 0$ だと累進的相続税率を課したことになる。また、本稿では相続税を公的年金会計の収入とするシミュレーション分析を行う。

一方、公的年金支給総額は次のように与えられる。

$$B(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=45}^{80} S_s N(t-s)_{s,i} b(t)_{s,i} \quad (12)$$

また、家計の供給する貯蓄総額 $AS(t)$ 、消費総額 $AC(t)$ 、遺産総額 $BQ(t)$ はそれぞれ

$$AS(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=1}^{80} S_s N(t-s)_{s,i} a(t)_{s,i} \quad (13)$$

$$AC(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=1}^{80} S_s N(t-s)_{s,i} C(t)_{s,i} \quad (14)$$

$$BQ(t) = \sum_{i=1}^4 \sum_{s=1}^{80} (1 - S_s) N(t-s)_{s,i} a(t)_{s+1,i} \quad (15)$$

である。

III シミュレーション分析

本稿では、各家計は完全予見の予想形成をしているとの仮定のもとで、ガウス＝ザイデル法によってシミュレーション・モデルを解いている。

1 パラメータの特定化

IIで説明したモデルをもとに年金改革のシミュレーション分析を行うが、シミュレーションを行うためにパラメータの特定化を行わなければならない。パラメータの設定を行うにあたり、1995年の現実の貯蓄率と同じレベルになるようにパラメータの特定化を行った。パラメータの値は以下のように設定した。

時間選好率	δ	-0.05
異時点間の代替の弾力性	γ	0.7
生産の資本シェア	α	0.25

ここで、初期の定常状態における人口成長率は年率約1%とし、終期の定常状態における人口成長率は0%と仮定した。また、年金給付率はベンチマーク・ケースで60%とおいている。また、技術進歩率は0と仮定した。

本稿では、世代間の格差を分析するだけではなく、世代内の格差も分析することを目的としているため、同一世代を異なる四つの所得階層に分けてシミュレーション分析を行う。世代内の格差は労働生産性の違いによるものとし、その違いは外的に与えることとする。家計の労働生産性は $x_i e_3$ であるが e_3 は常に1という仮定をおいているため、家計の労働生産性の違いは x_i のみに依存することになる。本稿では同一世代を四つの異なる階層に分けてシミュレーションを行うが、「賃金センサス」の大卒、高専・短大卒、高卒、中卒の平均賃金をもとに階層を分けることにした。具体的には以下のようないパラメータを与えて同一世代内の階層を分割することにした。

高所得の家計	$x_1 = 1.26$
中高所得の家計	$x_2 = 1.05$
中低所得の家計	$x_3 = 0.93$
低所得の家計	$x_4 = 0.76$

パラメータの値は大卒、高専・短大卒、高卒、中卒の平均賃金をもとに算出したものである。パラメータは四つの値の平均が1になるよう算出されたものである。また、本稿では労働生産性の違いの大きさはコーホートを通じて一定であると仮定している。

また本稿では、遺産が次の世代にランダムに振り分けられるケースと同じ所得階層にそのまま受け渡されるケース両方を分析する。遺産が同じ所得階層にそのまま受け渡されるケースは所得階層が固定的な経済を意味しており、遺産がランダムに受け渡されるケースは所得階層が流動的な経済を意味している。

2 ケース分け

次にケース分けについて説明する。まず標準ケースは保険料率を賃金から徴収するケースをケースA-1とする。次に、ケースA-2は保険料率を賃金から徴収するのに加えて遺産に税金をかけてそれを年金財政に加えるケースである。そして保険料率を消費税で徴収するケースをケースA-3とする。次にケースB-1は遺産が同じ所得階層に受け渡されるケースで給付の所得代替率を累進的に引き下げたケースである。ケースB-2は所得階層が固定的なケースで累進的相続税を課したときのケースである。一方、ケースC-1は遺産がランダムに次の世代に受け渡されるケース、つまり所得階層が流動的な場合で給付の所得代替率がどの所得階層でも0.6のケースである。ケースC-2は所得階層が流動的なケースで給付の所得代替率を累進的に引き下げたケースである。ケースC-3は所得階層が流動的なケースで累進的相続税を課したケースである。

〈ケース A-1〉

年金給付の所得代替率はどの所得階層でも0.6とする。また所得階層は世代間で固定的である。また、公的年金会計の財源はすべて賃金からの保険料をあてる。

〈ケース A-2〉

ケースA-1に加えて、相続税を課し、その財源を公的年金会計に繰り入れる。従って、ケース

A-1にくらべて賃金にかけられる保険料率は引き下げられる。ただし、ここでの相続税は比例税である。また、相続税率は $\alpha=0.1$, $\theta=0$ としている。

〈ケース A-3〉

ケースA-1とほぼ同じであるが、公的年金会計の財源はすべて消費税でまかなうものとする。

〈ケース B-1〉

所得階層は世代間で固定的な場合を想定し、年金給付の所得代替率を累進的に引き下げる改革を行う。具体的には労働生産性が高い所得階層から順に0.45, 0.5, 0.55, 0.6へと変更する。また、ここでは相続税は課さないものとする。

〈ケース B-2〉

所得階層は世代間で固定的な場合を想定し、今度は累進的相続税を課してみる。ここでは年金給付の所得代替率はすべての所得階層で0.6とする。また、相続税率は $\alpha=0$, $\theta=0.2$ としている。

〈ケース C-1〉

所得代替率はどの所得階級でも0.6であり、ケースA-1と同じであるが、ケースC-1では所得階層が世代間で流動的な場合のシミュレーションである。

〈ケース C-2〉

今度は所得階層が世代間で流動的な場合を想定し、年金給付の所得代替率をケースB-1と同じく、0.45, 0.5, 0.55, 0.6へとそれぞれ変更する改革を行う。また、相続税は課さない。

〈ケース C-3〉

所得階層が世代間で流動的な場合を想定し、累進的相続税を課す。年金給付の所得代替率は0.6とする。また、相続税率は $\alpha=0$, $\theta=0.2$ としている。

IV シミュレーションの結果

シミュレーションの結果を簡単に述べることとする。まず、ケースA-1の標準ケースにおける貯蓄率の推移をプロットしたのが図1である。ケースA-1の場合のシミュレーションにおいては貯蓄率は2015年ごろよりマイナスに転じ、高齢

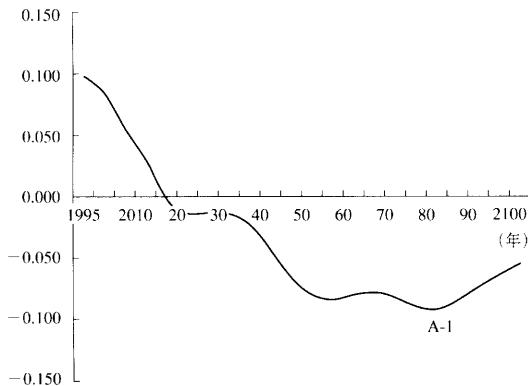


図1 貯蓄率(Case A-1)

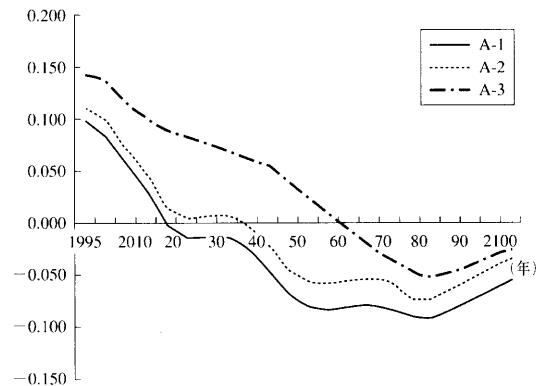


図2 貯蓄率の比較

化が進展した2040年ごろからさらに貯蓄率が低くなる結果となった。貯蓄率がマイナスに転じることは想像しがたいが、一般均衡ライフサイクルモデルを用いた研究において、我が国の人口プロファイ尔を用いた先行研究の多くにおいても貯蓄率がマイナスになる結果となっており、今回の結果は我が国の先行研究と一致する結果となっている。

〈ベンチマーク・ケース〉

次にケースA-1、ケースA-2、ケースA-3のシミュレーション分析の貯蓄率の結果を図2に示してある。最も貯蓄率が高いのはケースA-3で公的年金保険料をすべて消費税で賄ったケースが最も貯蓄率を引き上げる結果となっている。これは、賃金をベースとした保険料から消費税に保険料徴収の体系を変更することによって、個人は引退後も税金がかけられることから貯蓄を引き上げる行動をとる。その結果、マクロ全体でも貯蓄率が上昇するという結果になっているのである。

次にケースA-1、ケースA-2、ケースA-3における保険料率、または税率の推移を見ることがある。結果は図3にプロットしたものである。まず、賃金をベースとした保険料であるケースA-1では、最終的には34.9%の保険料率となる。次に、比例的相続税を課したケースA-2では、最終的な賃金をベースとした保険料率は32.7%となり、ケースA-1より若干保険料率は低くなる。次にケースA-3では最終的には25.6%の消費税

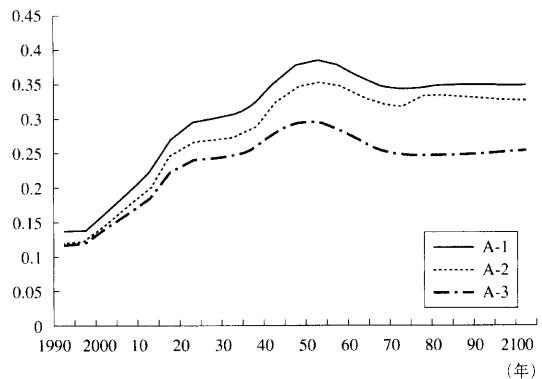


図3 保険料の比較

率となるというシミュレーション結果となった。ケースA-3で最も税率が低いのは、消費税で公的年金を賄うことで、現役世代だけではなく引退世代も負担をすることで税率が低くなるのである。以上のシミュレーション結果から世代間の観点から望ましい公的年金の財源は消費税ということになる。しかし、現在の賃金ベースの保険料から消費税ベースへの徴収体系の移行は消費税引き上げに強い政治的抵抗がつきまとつ我が国において現実的になかなか難しいと思われる。また、消費税には逆進性が働くことが指摘されており、世代内の公平性の観点からも一律の消費税率を適用する年金保険料にたいする批判もされている。そこで、以下では消費税方式以外で世代間・世代内の両観点から望ましい年金制度改革について考察すること

とにする。

〈所得階層が固定的なケースでの公的年金改革〉 まず、世代間の格差を生み出しているのは後代世代ほど高い公的年金保険料を負担しなければいけないということである。従って、保険料率がより低い水準に抑えることが世代間の観点からは望ましい。保険料を引き下げるためには給付水準を引き下げる政策が有効となる。ここで、世代間の観点から累進的な給付水準の引き下げ政策を考察してみる。ケース A-1 ではどの所得階層でも公的年金の所得代替率は 0.6 であった。累進的な給付水準の引き下げとは高所得階層ほど公的年金の所得代替率を低くするということである。ケース

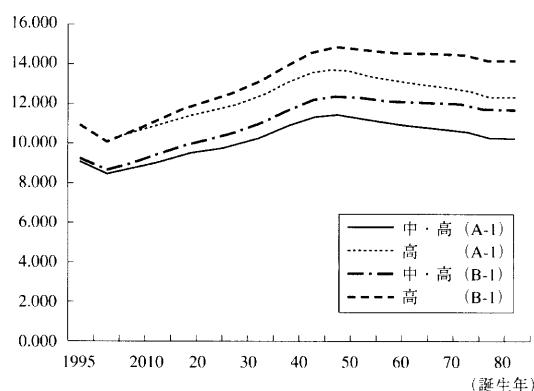


図4 生涯消費水準で測った世代間格差の比較
(高所得層, 中・高所得層)

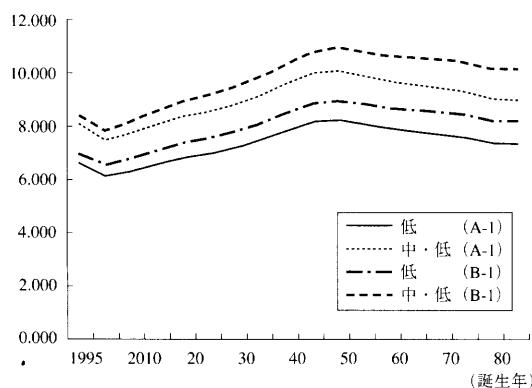


図5 生涯消費水準で測った世代間格差の比較
(中・低所得層, 低所得層)

B-1 では公的年金の所得代替率を所得階層の高い順に 0.45, 0.5, 0.55, 0.6 へとそれぞれ引き下げるケースである。まず、このような政策を行った場合、生涯消費水準がケース A-1 と比べてどの世代、そしてどの所得階層でも改善されることが確認された(図4, 図5)。従って、所得代替率の累進的引き下げは世代間格差を改善させる効果があることが分かる。次に世代内での生涯消費水準がどのように変化するかを見るために、高所得者層の生涯消費水準でそれぞれの所得階層の生涯消費水準を割った値を見てみる。プロットした図6, 図7, 図8 から分かることは所得代替率の累進的引き下げは世代内格差を縮小する世代も存在するが、逆に拡大する世代も存在することが確認できる。給付の代替率の累進的引き下げが世代内の格差を拡大させる世代がでる理由は次のとおりである。給付代替率の引き下げは引退期の所得の低下を意味するため引退期にそなえて貯蓄を増加させる。貯蓄の増加は偶然遺産モデルを前提とするかぎり遺産が結果的に増加することになる。従って、代替率引き下げが貯蓄率を高め、結果的に高所得者層の遺産を増加させ、高所得者層の初期時点の保有資産を高めた結果、世代内の格差が拡大するのである³⁾。

次に賃金をベースとした保険料を引き下げるために、新たに相続税を課して、公的年金会計の新たな財源とする政策を考察してみる。これはケース B-2 のケースである。このような政策を行うことにより相続税のために賃金ベースとして保険料率を引き下げることが可能となる。また、ここでも相続税は累進的な税率を課しているために、世代内の格差も是正することができる。ケース B-2 の生涯の消費水準は、ケース A-1 の場合に比べ、世代内格差が縮小していることがシミュレーション結果から分かる⁴⁾(図6, 図7, 図8)。これは累進的相続税を課したことによって、次の世代の初期時点の保有資産水準の差が階層間で縮小したことによる結果である。

以上のことからいえることは、所得階層が世代間で固定的な場合、累進的な所得代替率の引き下げは世代間格差のは正に寄与するが、世代内の格

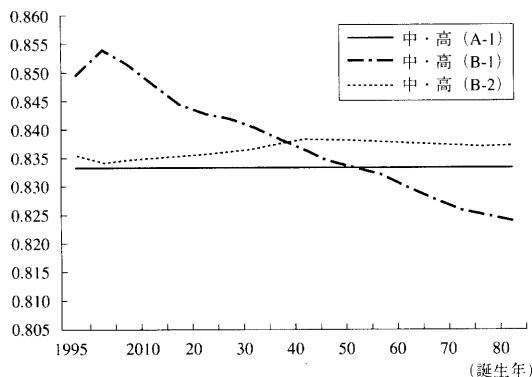


図6 生涯消費水準で測った世代内格差の比較
(中・高所得層)

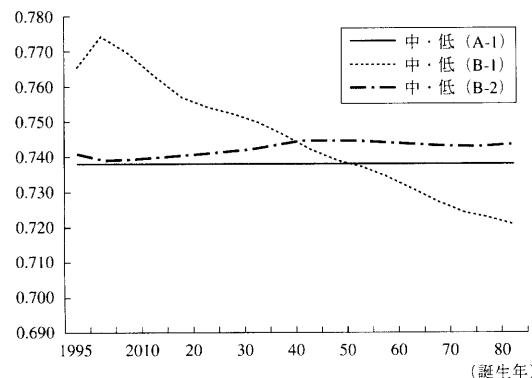


図7 生涯消費水準で測った世代内格差の比較
(中・低所得層)

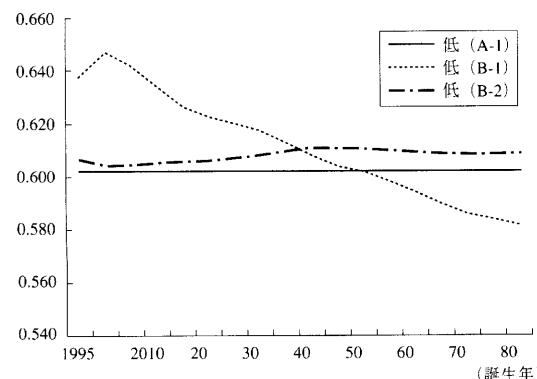


図8 生涯消費水準で測った世代内格差の比較
(低所得層)

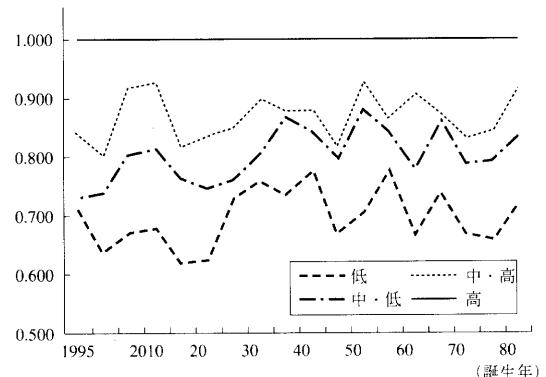


図9 生涯消費水準で測った世代内格差 (Case C-1)

差のは正を必ずしも達成するとは限らない。一方、累進的相続税は世代内の格差のは正には有効な政策となりうる。

〈所得階層が流動的なケースでの公的年金改革〉

次に遺産がランダムに受け渡されるケース、つまり所得階層が世代間で流動的な場合のシミュレーション結果を見ることにする。所得階層が世代間で流動的なケースで、所得代替率をすべての所得階層で0.6とした場合がケースC-1である。ここで、遺産がランダムに受け渡される場合、所得階層別の初期時点の資産保有量はバラバラである。つまり、世代によって、受け渡される遺産額が多かったり少なかったりするため、生涯の消費水準も同一所得階層でも世代によって上がったり下がったりする(図9)。そこで、所得階層別の生涯消費水準を比較するため、まず、各世代で、所得階層別の生涯消費水準の比率を求める。このように求めた比率を誕生年1995年から2100年にかけての平均値を求める。その平均値を比較することで、所得階層別の生涯消費水準の格差を考察することにする。まずベンチマークのケースC-1の平均値をみると、高所得、中高所得、中低所得、低所得の値はそれぞれ1, 0.870, 0.802, 0.694である。次に所得代替率の累進的引き下げを行ったケースC-2の平均値を見るとそれぞれ1, 0.902, 0.837, 0.769となっている。この結果から所得階層が流動的な場合、所得代替率の累進的引き下げは生涯消費水準で測った世代内の格差を

平均的に縮小させる可能性がある。次に、累進的相続税を課したケース C-3 をみると、高所得、中高所得、中低所得、低所得の値はそれぞれ 1, 0.869, 0.798, 0.683 となっている。ケース C-1 と比較すると格差が広がっていることが分かる。この結果から所得階層が流動的な場合、累進的相続税は生涯消費水準で測った世代内の格差を平均的に拡大させる可能性がある。ケース C-2 で世代内の格差が縮小し、ケース C-3 で世代内の格差が拡大した理由は次の通りである。ケース C-2 においては所得代替率の累進的引き下げが行われるが、累進的引き下げにより高所得層ほど貯蓄を高める。偶然遺産モデルであるため貯蓄率の上昇は遺産額の増加をもたらす。ケース C-2 では、遺産がランダムに受け渡されるため増加した遺産額が低所得層に受け渡されると次の世代において世代内の格差が縮小することになる。一方、ケース C-3 では累進的相続税が課されるため、ケース C-1 に比べ高所得層の遺産額が減少する。遺産額の減少は次の世代の低所得層の初期資産保有量を減少させる。その結果世代内の格差が拡大する結果となったのである。

以上のことから所得階層が世代間で流動的な場合、所得代替率の累進的引き下げは世代内の格差を縮小させ、累進的相続税は世代内の格差を拡大させる可能性がある。

V ま と め

本稿では Auerbach and Kotlikoff モデルを拡張し、公的年金制度改革を世代間と世代内の観点から分析した。本稿においては所得階層を 4 階層に分ける拡張を行い、さらに遺産がランダムに次の世代に受け渡される拡張も行った。結果を簡単に述べると所得代替率の累進的引き下げは世代間格差の是正として効果があることが確認された。しかし、所得代替率の累進的引き下げは、所得階層が流動的な場合は生涯消費水準で測った世代内の格差を縮小するのに対し、所得階層が固定的な場合は逆に世代内の格差を拡大させる効果も持っている。現実の世界は所得階層が完全に固定的

な場合と完全に流動的な場合の中間だと考えられるが、どちらかというとより固定的だといえよう⁵⁾。従って、所得代替率の累進的引き下げだけでは世代間と世代内の格差を同時に是正することはできず、累進的相続税とセットで改革を行うことで、世代間と世代内の両観点からより望ましい年金制度改革が達成できるのではないかと思われる。

謝 辞

本稿の作成過程において麻生先生（一橋大学）、跡田先生（大阪大学）、井堀先生（東京大学）、岡本先生（岡山大学）、Professor David A. Wise (Harvard University and NBER) より大変貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。残る本稿の過誤は共著者の責任である。また、本稿における見解は著者の属する機関とは関係なく、著者の個人的なものであることをお断りしておきたい。

注

- 1) Auerbach and Kotlikoff (1987), 麻生 (1996), 本間・跡田・大竹 (1988), Kato (1998) では代表的個人を仮定した一般均衡モデルで社会保障を分析しているのに対し, Okamoto and Tachibanaki (2000) では本稿と同様、異なる家計を一般均衡モデルに組み込み社会保障を分析している。
- 2) 本稿では所得の不確実性はないものと仮定している。
- 3) Gokhale, Kotlikoff, Sefton and Weale (2001) では、88 期間の OLG モデルを用いて、遺産の資産格差に与える効果を分析している。シミュレーションによると、現行のアメリカの社会保障制度のために遺産が資産格差を助長しているという結果を導いている。
- 4) Ihori (2001) では、遺産を物的資本として残す個人と人的資本として残す個人を想定すると、世代内の格差に対して相続税の効果は一定でないことが示されている。
- 5) 例えば、佐藤 (2000) はホワイトカラー雇用者中間層は親子間で同じ階層になる傾向が最近見られることを指摘している。

参考文献

- 岩本康志 (2000) 「ライフサイクルから見た不平等度」、国立社会保障・人口問題研究所編『家族・

- 世帯の変容と生活保障機能』、東京大学出版会。
- 麻生良文(1996)「公的年金・税制・人口高齢化と資本蓄積」、高山憲之、チャールズ・ユウジ・ホリオカ、太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』、日本評論社。
- 大竹文雄・齊藤 誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意——年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第35巻第1号。
- 金子能宏・山本克也(2000)「公平性の基準と厚生年金改革の効果」『季刊社会保障研究』第36巻第3号。
- 国立社会保障・人口問題研究所編(1997)『日本の将来推計人口平成9年1月推計』、厚生統計協会。
- 佐藤俊樹(2000)『不平等社会日本 さよなら総中流』、中公新書。
- 本間正明・跡田直澄・大竹文雄(1988)「高齢化社会の公的年金の財政方式：ライフサイクル成長モデルによるシミュレーション分析」、『フィナンシャル・レビュー』第39号。
- Auerbach, A. J. and L. J. Kotlikoff (1987)
Dynamic Fiscal Policy, Cambridge University Press.
- Deaton, A. and C. Paxson (1994) "Intertemporal Choice and Inequality", *Journal of Political Economy*, Vol. 102.
- Gokhale, J., L. J. Kotlikoff, J. Sefton, and M. Weale (2001) "Simulating the transmission of Wealth inequality via bequests", *Journal of Public Economics*, Vol. 79.
- Ihori, T. (2001) "Wealth taxation and economic growth", *Journal of Public Economics*, Vol. 79.
- Kato, R. (1998) "Transition to an Aging Japan: Public Pension, Savings, and Capital Taxation", *Journal of the Japanese and International Economics*, Vol. 12.
- Okamoto, A. and T. Tachibanaki (2000) "Integration of Tax and Social Security Systems: On the Financing Methods of a Public Pension Scheme in Pay-as-You-Go Systems", mimeo.
(みやざと・なおみ 国立社会保障・人口問題研究所総合企画部研究員)
(かねこ・よしひろ 国立社会保障・人口問題研究所社会保険応用分析研究部第3室長)